

# 資料編

- 1 泉佐野市地域福祉計画策定審議会・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿
- 2 泉佐野市地域福祉計画策定審議会規則
- 3 泉佐野市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
- 4 策定の経過
- 5 用語解説

# 1. 泉佐野市地域福祉計画策定審議会

## 泉佐野市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	氏名	所属・役職等	備考
学識経験者	◎大谷 悟	大阪体育大学 健康福祉学部教授	
	○鈴木 大介	甲南女子大学 人間科学部准教授	
	平田 佳之	平田佳之法律事務所 弁護士	
地域福祉団体の代表者	木谷 禎夫	泉佐野市町会連合会 副会長	H25.6.24~H26.4.23
	射手矢 勝次	泉佐野市町会連合会 副会長	H26.4.24~
	奥野 豊一	泉佐野市長生会連合会 会長	
	東谷 寛治	泉佐野市身体障害者福祉会 会長	
	坂本 満里	泉佐野市障害児(者)を守る会 会長	
	福地 眞一	三枝会家族会 会長	
	神藤 勵	公益社団法人 泉佐野市人権協会 会長	
	藤堂 重昭	泉佐野市民生委員児童委員協議会 会長	H25.6.24~H26.11.30
	奥野 昇	泉佐野市民生委員児童委員協議会 会長	H26.12.1~
	麻生川 敏行	社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会 理事	
	大南 典彦	泉佐野市地区福祉委員会連絡会 代表	
保健・医療・福祉施設等の代表者	中川 公彦	社団法人 泉佐野泉南医師会 副会長	
	沢田 恵美子	大阪府 泉佐野保健所 企画調整課長	
	谷口 貴彦	泉佐野市民間社会福祉施設協議会 会長	
	小宮 恵一	泉佐野民間保育協議会 会長	
公募市民	今岡 真和	市民公募委員	
	鍵野 京子	市民公募委員	
	三木 とよ子	市民公募委員	
	馬場 眞	市民公募委員	

◎会長兼委員長 ○副会長兼副委員長

## 2. 泉佐野市地域福祉計画策定審議会規則

平成16年3月29日

泉佐野市規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、泉佐野市附属機関条例（平成12年泉佐野市条例第34号。以下、「条例」という。）第3条の規定に基づき、泉佐野市地域福祉計画策定審議会（以下、「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域福祉団体の代表者
- (3) 保健医療福祉施設の代表者
- (4) 公募した市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 泉佐野市情報公開条例（平成11年泉佐野市条例第27号）第6条各号に掲げる情報に関し、審議する場合
  - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 審議会の公開を決定するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。

3 会長は会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康福祉部障害福祉総務課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日泉佐野市規則第9号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

### 3. 泉佐野市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 地域福祉や社会福祉に関する活動を行う者等が相互に協力して、泉佐野市の地域福祉の推進を目指して「地域福祉活動計画」を策定するための委員会を設置する。

(名称)

第2条 この委員会は泉佐野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という）と称する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、地域福祉活動計画の策定に関する調査及び検討を行うものとする。

(委員の構成)

第4条 この委員会は20名以内をもって構成する。

2 委員会は別表で掲げる委員で組織し、会長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長を1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選において選出する。

3 委員長は、議事その他の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その職務を遂行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて召集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要とするときには、委員以外の者に出席を求め、その意見もしくは説明を聞き、資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員会に出席した者及びその他関係者は、委員会に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(作業部会の設置)

第9条 委員会が必要とするときには、委員会の審議事項を調査及び研究をさせるため、作業部会を設置することができる。

(事務局)

第10条 委員会の庶務は、泉佐野市社会福祉協議会事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附則

この要綱は、平成19年3月27日から施行する。

#### 4. 策定の経過

年月日	項目	主な内容
平成25年 5月23日	第1回庁内検討委員会	市関係各課19課による検討会議 ・策定方針、策定スケジュール
6月17日	第1回作業部会	庁内関係各課19課+CSW、基幹相談支援C、 包括支援C、社協 ・策定方針・策定スケジュール ・甲南女子大学 鈴木准教授による講演 ・1次計画評価表作成依頼 ・住民アンケート対象団体提出依頼
6月24日	第1回審議会・委員会	委員20名（定数）による策定審議会・委員会 ・委員委嘱 ・策定方針、策定スケジュール ・意見交換『地域福祉について感じること』
7月24日	第2回作業部会	・1次計画評価についてのグループワーク ・アンケート対象・内容の提案・意見聴取 ・住民座談会日程の案内
8月12日	地区別ワーク実行委員会 研修	社協、CSW、障害福祉総務課 ・甲南女子大学 鈴木准教授による講習 住民座談会の運営について
8月12日	理事評議員合同研修会	社会福祉協議会理事評議員への研修 ・甲南女子大学 鈴木准教授による講演
8月26日	第2回審議会・委員会	・アンケート対象・内容について提案 ・1次計画まとめの提示 ・重点課題の検討『CSWについて』、『権利擁護について』 ・CSWあり方検討会設置について
9月～11月	住民座談会	・9月1日～11月26日の間で地区福祉委員会14地区において各 2回ずつ計28回住民座談会を実施。
9月19日	住民アンケート	・9月19日より各団体等へ順次アンケートの配付回収を開始（20 団体）
9月19日	子ども・保護者アンケート	・9月19日より各小学校を通じて子どもと保護者アンケートの配付 回収を開始

年月日	項目	主な内容
9月25日	ボランティアセンター 座談会	ボランティアセンターにおいてボランティア協力員による座談会の実施
9月27日	当事者団体座談会	当事者団体3団体参加による座談会の実施
10月4日	地区福祉委員会推進員 アンケート	地区福祉員会 14 地区の各推進員向けのアンケートを地区長を通して配付開始 12月初旬を締切に回収
平成26年 1月～8月	CSWあり方検討会	学識者5名によるCSWあり方検討会の開催（計7回） 第1回 1月27日 設置経過、現状把握 第2回 2月19日 あるべき姿の意見交換 第3回 3月19日 大阪府新ガイドラインに沿った実績、総合相談機能としての整理 第4回 5月28日 新ガイドラインに沿った評価、ヒアリング評価基準 第5回 6月11日・17日 各法人ヒアリング 第6回 7月14日 ヒアリング評価、報告書骨子案 第7回 8月12日 報告書まとめ
2月26日	第3回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート結果集計報告</li> <li>・住民座談会・当事者座談会・VC座談会結果集計報告</li> <li>・結果を踏まえたグループ討議</li> </ul>
3月24日	第3回審議会・委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点課題『災害時要援護者支援・福祉避難所について』、『生活困窮者支援について』</li> <li>・民生委員児童委員及び民児協活動のあり方検討会の設置について</li> <li>・アンケート結果、住民座談会・当事者座談会・VC座談会結果集計報告</li> </ul>
6月～9月	民生委員児童委員及び民児協活動のあり方検討会	学識者等11名による民生委員児童委員及び民児協活動のあり方検討会の開催（計4回） 第1回 6月23日 基調講演、ワークショップ 第2回 7月14日 現状把握 第3回 8月25日 求められるあり方 第4回 9月22日 報告書まとめ

年月日	項目	主な内容
6月～9月	各テーマ別作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害福祉に係る作業部会 避難行動要支援者支援、福祉避難所、福祉施設利用者の避難支援についての検討</li> <li>・担い手に係る作業部会 担い手育成、他課連携での福祉教育について検討</li> <li>・まちづくりに係る作業部会 移動支援・買い物支援、空き家の地域活用についての検討</li> <li>・生活困窮者支援に係る作業部会 生活困窮者自立支援事業の実施体制についての検討</li> </ul>
11月6日	第2回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの策定経過について</li> <li>・第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について</li> </ul>
11月17日	第4回審議会・委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの策定経過について</li> <li>・第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について</li> </ul>
平成27年 1月23日～ 2月5日	パブリックコメント募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ、市役所情報公開コーナー、障害福祉総務課窓口で閲覧できるよう配架し、市民の意見を募集</li> </ul>
2月13日	第3回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント実施結果について</li> <li>・第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について</li> </ul>
2月23日	第5回審議会・委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント実施結果について</li> <li>・第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について</li> </ul>

## 5. 用語解説

あ行	
アウトリーチ	生活上の課題や困難を有しており支援が必要な状態であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人に対して、支援者が積極的に働きかけることを指します。
いきいきサロン	主に高齢者などの要援護者や地域のボランティアが集まり、レクリエーションや食事会などを通じて、ともに交流する活動です。 閉じこもり防止による健康づくり、福祉情報の交換、見守りなど様々な効果があります。【⇒サロン活動、小地域ネットワーク活動】
一斉パトロール運動	子どもの登下校の見守り活動を強化しようと、泉佐野市教育委員会・PTA・町会・地区福祉委員会などの各種団体が子どもの下校時にあわせて一斉に地域内をパトロールする運動です。
インフォーマルサービス	非公式なサービス（支援）のこと。家族間の助け合いや、制度外のボランティア等による助け合い活動などを指します。
オレンジカフェ	泉佐野市社会福祉協議会で平成25年度から取り組まれている、認知症の患者やその家族、専門職などが気軽に参加・交流できる場所である「認知症カフェ」の名称です。
か行	
介護保険制度	被保険者が利用する際に、介護保険から給付を得られる制度です。サービスの提供は、指定を受けた民間事業者から行われますが、被保険者の保険料と税金から支払われる保険給付の対象となるためには、様々な基準が定められていることもあり、公的サービスの一種と位置づけられています。介護保険給付を受けるには、被保険者が市に申請をし、要介護（要支援）認定を受けることが必要です。
核家族化	「核家族」とは、夫婦と未婚の子どもで成り立つ家族のことを指します。親子三世代で同居する世帯が減少し、核家族が増加していくことを指しています。
キーパーソン	一定の集団のなかで影響力の強い、鍵（キー）になる人のこと。
基幹相談支援センター	障害者の相談、情報提供、助言を行う相談機関。地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。
虐待	自分の養護下にある存在に対し、長期間にわたって暴力をふるったり、日常的にいやがらせや無視をするなどの行為を行うことを指します。一言に虐待といっても、対象や種類は様々です。
救急医療情報キット	登録者および親族の連絡先、かかりつけの病院などを登録して行政や消防で共有するとともに、登録者へ筒状の「救急医療情報キット」を配布し、そこに連絡先やかかりつけ病院、処方箋、保険証のコピーなどをいれて冷蔵庫に保管しておくことで、本人に意識がないときにでも発見者が必要な情報を医療機関に伝えることができるようにするものです。

か行	
協働	行政、市民、事業者及び地域団体などが、地域の課題を共有し、共通の公共的目的に向かってそれぞれに果たす役割を自覚し、相互に補完し、協力すること。
ケアマネジャー	ケアマネと略します。介護保険法に規定されている介護保険制度上の介護支援専門員にあたります。利用者のケアプラン（介護支援計画）を作成し、介護保険サービスの調整を行います。
健康マイレージ	「健康マイレージ」とは、市民の健康づくりの促進と、健康づくりに対する意識を広く普及することを目的とした事業です。健康づくり実践や、健康講座の受講、検診の受診などの条件を達成して50ポイントを集めると、健康グッズなどが市より贈られます。
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な人（寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者）の権利を守り、その人の思いや、その人にとって必要な支援を表明することを支援したり代弁したりすること。
高齢者・高齢化率	行政の統計上、65歳以上の人を「高齢者」と定義しています。 高齢化率は、人口における65歳以上の人のしめる割合を指します。 また、高齢者のうち、65歳～74歳までの人を「前期高齢者」、75歳以上の人を「後期高齢者」と呼びます。75歳以上の方は、「有病率（病気になる人の比率）」が増加し、寝たきりや認知症の発生率も高くなって、特に施策上の支援が必要なために、「後期高齢者」として区別することがあります。
コーディネート	物事を調整し、まとめることを言います。社会福祉においては、様々な施設や機関、人からの支援が同時に必要になる場合に、互いに連携を図り、それぞれの役割を調整しながら全体としての支援を行うことが必要な場面が多くあり、その調整役の人を「コーディネーター」と呼びます。
子育てサロン	子育て中の親子（おもに未就学児）が集まり、一緒に遊んだり情報交換を行ったりする活動です。親の孤立防止や、多様な人とのふれあいによる子どもの成長など、様々な効果が望めます。 【⇒サロン活動、小地域ネットワーク活動】
コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体を指します。
コミュニティカフェ	地域社会の中で「たまり場」「居場所」になっているところの総称です。市民の出会いと交流の場、情報発信の拠点として、様々な運営形式のコミュニティカフェがあります。

か行	
コミュニティソーシャルワーカー (CSW)	<p>コミュニティソーシャルワークとは、イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることをめざすものです。コミュニティソーシャルワーカーとは、このコミュニティソーシャルワークを行う人のことを指します。</p> <p>本計画において、CSWと表記しているときには、泉佐野市コミュニティソーシャルワーカー配置事業によって配置された相談員を指しています。</p>
コミュニティワーク	<p>地域住民がその地域生活上に生ずる様々な問題に主体的・組織的に取り組むとともに、問題解決に必要な資源の調達やそのネットワーク化をすすめることを援助する社会福祉の手法の1つで、それを主たる業務として行う人を「コミュニティワーカー」といいます。</p>
孤立死	<p>孤立死とは地域社会の繋がりを持たない状態で死亡し、その事実が長期間誰にも気づかれなかった、という状態を指します。</p> <p>独り暮らしではなく家族と一緒に暮らしていても、社会的に孤立しており周囲に気づかれないまま死亡し、長期間が経過する場合があります。そうした場合などに「孤立死」の語が用いられます。</p>
さ行	
災害図上訓練 (DIG)	<p>地図を用いて地域で大きな災害が発生する事態を想定し、危険が予測される地帯や事態、人の居場所などを地図に書き込んでいく訓練のこと。「DIG」は「Disaster (災害) Imagination (想像力) Game (ゲーム)」の略であるとともに、地域を「掘り起こす・探究する」意味もあります。</p>
災害ボランティアセンター	<p>災害時に設置される被災地での防災ボランティア活動を円滑にすすめるための拠点です。</p>
サロン活動	<p>地域で高齢者や障害児・者、子育て中の方が、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場。また、地域で交流の場をもうけることで住民の地域への関心を深め、近隣での助け合いを育む地域づくりを目指すものです。</p>
施設CSW	<p>社会貢献事業に関わる各社会福祉施設の担当職員を施設CSWとといいます。【⇒社会貢献事業】</p>
自主防災組織	<p>日本において災害対策基本法第5条2において規定されている、地域住民による任意の防災組織です。泉佐野市では、平成24年度より、地域自主防災組織の登録制度を始めました。</p>

さ行	
市民後見人	<p>親族以外の一般市民による成年後見人を指します。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から後見人として選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う制度です。自治体などが行う養成研修を受講した人が市民後見人候補者として登録され、支援が必要な人がでたときに、家庭裁判所から選任される形をとります。社会貢献型後見人と呼ばれることもあります。【⇒成年後見制度】</p>
社会貢献事業	<p>社会貢献事業とは、老人福祉施設に配置されるコミュニティソーシャルワーカー（施設CSW）と、府社協が雇用し配置する社会貢献支援員が、地域の関係機関とともに、生活困窮に陥ったさまざまな方に寄り添い、これからの生活について一緒に考え、必要な福祉サービスにつないだり、日常生活の見守りを行うなど抱えている課題の解決に向けて取り組み、必要に応じて現物給付による経済的援助を行う事業です。</p> <p>経済的援助の原資として、老人福祉施設をはじめとする社会福祉法人が毎年搬出し、府社協に社会貢献基金を設置しています。</p>
社会参加	<p>社会人として、社会の一翼を担うことを指します。就業することのみでなく、人々が集まる場所に参加して他の人と交流することなども指します。</p>
社会資源	<p>生活上のニーズを充足するさまざまな物資や人材、制度、技能の総称です。行政などから提供される制度サービスなどのフォーマルサービスと、近隣の人々や友人などのインフォーマルサービスに分類されます。</p> <p>【⇒インフォーマルサービス、フォーマルサービス】</p>
社会福祉協議会（社協）	<p>社会福祉協議会（社協）は、社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。</p> <p>民間団体ですが、社会福祉法109条に位置づけられており、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成などを行うこととされています。</p>
社会福祉施設	<p>社会福祉事業を行う施設（救護施設、養護老人ホーム、児童養護施設、障害者更生施設など）のこと。</p>
社会福祉法人	<p>社会福祉法の規定により、社会福祉事業を行うことを目的として設立された公益法人。都道府県知事や厚生労働大臣の認可を受け、設立の登記をすることによって成立します。</p>

さ行	
障害	<p>身体や精神面の機能が十分に働かず、活動に制限があり、それによって社会生活をおくる上で他の人よりも不利な状態におかれていること。</p> <p>かつては近視でも生活することが困難でしたが、現代においては眼鏡をかければ補える範囲の近視は、社会参加上の問題となくなりました。このように、障害は、個人の身体的・精神的機能の問題というよりも、その人の暮らす社会環境が問題を発生させているといえます。</p>
小地域ネットワーク活動	<p>小地域を単位として近隣の人々が要援護者に対する見守りや交流を行う活動をさします。泉佐野市および泉佐野市社会福祉協議会では、小地域ネットワーク活動として、①個別援助活動（個人に対して行われる見守りをはじめとした様々な支援活動）と、②グループ支援活動（小地域で行われる「いきいきサロン」「子育てサロン」「世代間交流事業」などの様々な交流事業）をおこなった地区福祉委員会に対して、活動助成金を拠出しています。【⇒サロン活動】</p>
自立	<p>「自立」には、「身辺自立」「経済的自立」「社会的自立」「精神的自立」などがあります。社会福祉においては、精神的自立や社会的自立といった、自己決定に基づく主体的な生活を送ることを尊重する必要があることが強調されています。</p>
身体障害者	<p>肢体不自由、視覚、聴覚、平衡感覚、音声または言語障害、心臓機能、呼吸器機能などの障害を受けている人のことを指します。</p>
スマイルサポーター	<p>大阪府内の民間保育園でつくる府社会福祉協議会保育部会が、民間認可保育園 275ヶ所で始めた制度です（「地域貢献支援員（愛称：スマイルサポーター）」）</p> <p>保育園を育児や介護、虐待問題などを早期にキャッチする地域の拠点にする試みで、民間保育園にいる育児相談員の中から研修を受けた相談員を知事が支援員として認定しています。</p>
生活困窮者	<p>「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されています。生活保護の対象者だけでなく、現在は生活保護を受けてはいないけれども、将来的には受給対象者になるおそれのある人を含めています。</p> <p>生活困窮者には経済面での困窮に対する支援だけでなく、多くの貧困世帯に発生している社会的孤立に対する支援が重要です。</p>
生活福祉資金貸付	<p>低所得者、障害者、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行う事業の総称です。貸付には、目的（使いみち）や世帯収入などに要件があります。</p>

さ行	
精神障害者	精神疾患（精神障害）によって、社会的な生活を営む上で、障害がある人を指します。
成年後見制度	病気・障害などによって判断能力が欠如している成人について、家庭裁判所によって選定された後見人が本人を代理して法律行為の一部を行うことで、その成人を保護・支援する制度のことです。 制度開始当初は、親族が後見人になることが多かったのですが、近年は、弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門職やNPO法人、市民後見人などの本人と血縁関係にない第三者が後見人に就くことも増えてきています。【⇒市民後見人、法人後見】
セーフティネット	網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。いわゆる社会保障の仕組みのことを指します。
世代間交流会	核家族化がすすむなかで、子どもと高齢者が交流する機会が減ってきています。子ども世代、親世代、高齢者世代など、複数の世代が一同に会して交流することで、地域の絆づくりや、知識の伝承を図る活動です。【⇒小地域ネットワーク活動】
セルフネグレクト	成人が通常の生活を維持するために必要な行為を行う意欲・能力を喪失し、自己の健康・安全を損なうことをさします。必要な食事をとらず、医療を拒否し、不衛生な環境で生活を続け、家族や周囲から孤立し、死に至る場合があります。防止するためには、地域社会による見守りなどの取り組みが必要とされます。自己放任とも訳されます。
セルフヘルプグループ	同じような問題・課題をもつ人々が、自分の問題を自分たちで解決するために専門職から独立して形成されたグループのことで、自助グループなどと呼ばれることもあります。【⇒当事者団体】
専門職	専門職(専門的職業とも呼ぶ)の定義はまちまちですが、専門職が備えていなければならない基本的な要件は、「(1)体系的な知識(学問)を長期間学ばないと就けない職業であること」「(2)自己の利益追求よりはむしろ公共への奉仕を指向していること」の2点です。 具体的には、医師や弁護士がその代表的なものです。その他、地域福祉に関係する専門職としては、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、ケアマネジャーなど様々な専門性を必要とする職種があります。

た行	
地域福祉	地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。地域福祉は、ホームヘルプサービスなどの法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられています。
地域福祉活動	地域で生まれ、支えあいながら暮らしている中で、どうしても自分や家族だけでは解決できない困りごとに直面することがあります。困りごとがおきても、これまでつくりあげてきた家族、友人、知人との関係を保ち、文化やスポーツ、芸術、趣味などの社会的な活動に参加できることで、誰もが自分らしく、誇りをもって、地域の一員として普通の生活を送るようになることを目的とした地域の活動を、とくに地域福祉活動（あるいは住民福祉活動）と呼びます。
地域包括支援センター	高齢者を対象とした様々な相談支援を行う機関です。市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が配置されます。高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整する役割を担っています。
地区福祉委員会	地区福祉委員会は、住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的として、その地域内で活動している各種団体によって構成された組織です。そこに住む全ての住民が安心して暮らしやすいまちづくりを、住民が主体になって、知恵と力を出し合っ、地域総ぐるみで推進する役割をもっています。中でも、日常生活を送っていく上で、何らかのハンディキャップがあったり、援助が必要であったりする高齢者や障害者、子どもたちが差別されずに、地域社会の一員として尊重され、生活していけるような地域社会を実現することを目的としています。泉佐野市では、市内全域・14地区の地区福祉委員会が組織されています。
知的障害者	知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある人をいいます。
町会・自治会	地域に住む市民が自主的に、自ら暮らす地域のことを考え、地域のまちづくりを推進し、住民同士の交流を目的として組織された団体です。市の広報配布、青少年の健全育成、防犯、防災活動、環境美化、福祉ネットワーク活動など様々な活動を行っています。

た行	
当事者団体	当事者団体とは、社会問題の当事者が自分たちの問題を自分たちで解決するために集まって作った団体を指します。会員間の交流による孤立感の解消や情報交換による問題解決の促進とともに、制度サービス・福祉サービスの受け手としての消費者団体として、当事者の思いを他の市民や行政に伝える役割を果たしています。 【⇒セルフヘルプグループ】
特技ボランティア	自分の特技を活かして、施設や交流会のレクリエーションをはじめとした様々な場で活動するボランティアのことです。
な行	
ニーズ	一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求・必要・要求などと訳されます。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。
認知症	認知症とは加齢による記憶障害を主とした病気全般を指します。認知症には脳血管障害によるもの、アルツハイマー病などの変性疾患によるもの、その他様々なものが含まれます。 認知症は、病気によって損傷をうけた脳の部位によって症状が異なり、単なる記憶力の低下だけではなく、めまい、しびれ、言語障害、知的能力の低下など様々な症状を示す特徴があります。
ネットワーク	地域福祉における「ネットワーク」とは、人や組織の広がりをもったつながりを指します。
は行	
バリアフリー	高齢者や障害者などが社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことをいっていましたが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じる様々な障壁を含めて、それらを取り除くことをいいます。
ひきこもり	特定の病気や障害ではなく、ひきこもっている「状態」を指す言葉です。厚生労働省の定義などを参考にすると、自宅にひきこもって学校や仕事に行かずに、家族以外との親密な対人関係がない状態が6ヵ月以上続いている状態を指します。 程度は人によって異なり、まったく自宅や自室から出られない人だけでなく、買い物のために外出することはできる人もいます。
避難行動要支援者	他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない人々をいいます。

は行	
ファミリーサポートセンター	子育てを手伝ってほしい人（利用会員）と、子育ての手助けができる人（提供会員）が、お互いに会員になり、支えあう援助活動において、会員登録と会員間の橋渡し役として調整するのがファミリー・サポート・センターです。
フォーマルサービス	生活保護制度や、介護保険サービス・障害者福祉サービスなどの法律や制度に基づき提供される公的な制度サービスを指します。
福祉サービス事業者	本計画では、民間の事業者のうち、社会福祉事業や介護保険サービス、障害者福祉サービスなどを指して特に福祉サービス事業者と記載しています。
福祉避難所	避難行動要支援者のために特別の配慮がなされた避難所。 施設がバリアフリー化されている等、避難行動要支援者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等の既存施設を活用することが想定されています。市町村は福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定により、避難行動要支援者に配慮した避難所の確保に努める必要があります。
福祉有償運送事業	NPOなどの非営利法人が自動車を使用して、身体障害者や要介護者の移送を行う事業です。
ふれ愛収集	泉佐野市が実施している、高齢者や障害者など、自力で決められた場所に家庭ごみを持ち出すことが困難な世帯を対象に、ごみを戸別収集する事業です。希望者には声かけを行い、安否確認も行っています。
法人後見	NPOや社会福祉法人などの、法人が成年後見人になることを指します。【⇒成年後見制度】
ほっとサロン	泉佐野市社会福祉協議会が実施している、障害の有無や年齢に関係なく、多様な市民が参加し、交流する事業です。
ボランティア	「自由意思」を意味するラテン語の「ボランタス」が語源で、単なる無報酬の奉仕活動という意味ではなく、自己の自発的・主体的な意思によって社会問題の解決や必要とされている活動を理解・共感し、勤労とは別に労働力、技術、知識を提供することを言います。 ボランティアには、自発性・無償性・社会性・創造性が求められます。

ま行	
民生委員児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動しています（任期は3年、再任可）。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として、住民個々の相談に応じ、その生活課題の解決にあたるとともに、地域全体の福祉増進のための活動にも取り組んでいます。
無縁社会	単身世帯が増え、地縁や血縁と知ったこれまでの日本社会にあった人と人との関係が希薄になりつつある日本の社会状況を言いあらわしたものです。
や行	
有償ボランティア	自発性に基づき、社会に貢献する活動において、実費や交通費あるいはそれ以上の低額な報酬を受け取る活動を「有償ボランティア」といいます。
ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザインとは、ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることをいいます。 具体的には、多機能トイシや、目を開けなくてもシャンプー・リンスを区別できる容器のギザギザなどにみられる工夫を指します。
要援護者	何らかの社会的援護（支援）を必要とする人のことです。
要介護認定	介護保険制度において、被保険者がどの程度の介護を必要としているのかの程度を判定することをさします。 要介護認定・要支援認定は、被保険者からの申請を受けて、保険者である市区町村の介護認定審査会が行います。判定は、国が定める認定基準に基づいて行われ、「要支援1・2」「要介護1～5」の7段階で認定され、「要介護5」が最も介護を要する状態です。自立とみなされる場合は「非該当」と判定されます。

わ行	
ワークショップ	<p>もともとは「仕事場」「工房」「作業場」など、共同で何かを作る場所を意味していました。しかし、最近では問題解決やトレーニングの手法、学びと創造の手法としてこの言葉が使われる事が多く、あらゆる分野で「ワークショップ」が行われています。「ワークショップ」は一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイルです。</p> <p>ファシリテーターと呼ばれる司会進行役の人が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験するものとして運営されます。</p> <p>近年は企業研修や住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられています。</p>
ワンストップ相談窓口	<p>1つの窓口が中心となって関連するすべての必要な支援の紹介を受けられるように調整することをさします。</p>
アルファベット	
CSW	⇒コミュニティソーシャルワーカー、施設CSW
NPO	<p>「NPO」とは「Non Profit Organization」（非営利組織）の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。</p> <p>したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。</p> <p>このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」といいます。</p>
SNS	<p>「ソーシャル・ネットワーク・サービス」の略で、「エス・エヌ・エス」と呼ばれることが多いです。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイトを指します。</p>



## いずみさの みんなの絆プラン

(第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画)

～みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち 泉佐野～

平成27年3月作成

編集・発行 泉佐野市 健康福祉部 障害福祉総務課

〒598-8551 泉佐野市市場東一丁目295番地の3

電話 072-463-1212 (代表)

FAX 072-463-8600

泉佐野市社会福祉協議会

〒598-0007 泉佐野市上町1丁目2番9号

電話 072-464-2259

FAX 072-462-5400